



平成28年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社 N・フィールド
代 表 者 名 代表取締役社長 野口和輝
(コード番号：6077 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役専務 高木三愛
管理本部長
(TEL. 06-6343-0600)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月8日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成28年3月25日開催予定の第13期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成28年3月25日開催予定の当社「第13期定時株主総会」において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め権限移譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、監査等委員会設置会社に移行後における業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、定款の一部変更

を行うものであります。なお、取締役の責任限定契約に係る定款の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、字句の修正及び上記の各変更に伴う乗数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>22</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催</p>

役会を開催することができる。	することができる。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、 <u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) 第28条 (条文省略)	(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
(社外取締役の責任限定契約) 第30条 (新設) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(取締役の責任限定契約) 第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、 <u>監査役及び監査役会を</u>	(監査等委員会の設置) 第32条 当社は、 <u>監査等委員会を置く。</u>

置く。	
(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(監査役会議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(監査等委員会議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為によ	(削除)

<p>る賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	
<p>第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p>	<p>第37条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p>
<p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第46条～第49条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>
	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第13期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成28年 3月25日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成28年 3月25日 (金)

以上